

厚生委員会会議録

平成25年2月6日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:38

案 件

1. 市立病院の運営について
2. 高齢者福祉対策について
3. 子育て環境について

報告事項

1. 母子家庭の母のための就労支援講習会について (児童育成課)
2. 国民健康保険法に基づく損害賠償請求の和解について (健康増進課)
3. 社団法人シルバー人材センターの「社団法人」から「公益社団法人」への移行について (高齢者支援課)
4. 飯塚市地域福祉計画(原案)に関する意見募集について (社会・障がい者福祉課)

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「市立病院の運営について」を議題といたします。「市立病院の現状について」執行部の説明を求めます。

健康増進課長

「市立病院の現状について」についてご説明いたします。お配りしております資料に基づいてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。まず医師数でございますが、右側に平成25年1月1日現在の状況を示しております。10月の厚生委員会で報告いたしました平成24年10月1日と比較いたしますと、常勤医師は内科が1名減で合計28名となっております。非常勤医師では、胸部外科が1名増で合計26名となっております。また、非常勤医師を常勤換算した合計では、33.03名となっております。下段の看護師につきましては、正規職員が1名減少しております。

続きまして、患者数の状況についてご説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。平成24年度4月から12月までの診療科別の患者数の状況でございます。下から4行目の一日当たりの患者数を見ますと、10、11、12月でございますが入院、外来とも横ばいで推移しておりましたが、12月は入院、外来とも減少しております。この原因といたしましては、ノロウイルス感染者発生のため、12月7日から16日まで新規入院を停止したためでございます。

その経過でございますが、まず、12月4日に東2病棟の入院患者1名からノロウイルスの感染が確認されたため隔離、その後、12月7日に4名の感染が確認されたため、同日より新規入院を停止するとともに、院内感染対策マニュアルに基づき感染防止策をとっております。感染経路については、はっきり分かっておりませんが、東2病棟は整形外科対応の病棟でございますので、リハビリを行う際に外部との接触によるものではないかと考えられるとのごとでございます。最終的な患者数は、入院患者14名、職員5名の計19名となっております。

資料の3ページをお願いいたします。22年度から24年度までの一日平均患者数の月別の推移を示すグラフでございます。上段が外来、下段が入院患者数で、24年度を実線、23年度を破線、22年度を点線で表しております。

4ページをお願いいたします。飯塚市立病院に対する飯塚市指定管理者評価委員会の評価の答申がありましたので、その内容についてご説明いたします。4ページが評価委員会の評価表、5ページが所管課の評価表となっております。所管課での評価が変更になった部分のみ説明いたします。確認項目のアの「職員体制」につきましては、所管課では、計画通り医師の確保が出来ていないことから、D評価としておりましたが、評価委員会では、医師の確保はできていないが、新たな診療科目を設けたり、医師確保の努力は認めるということでC評価になっております。また、確認項目のシの「利用者対応」につきましては、挨拶、接客態度が悪いとの苦情があることからC評価としておりましたが、反対に対応が良かったとの評価もあることからB評価に変更になっております。

6ページをお願いいたします。この図面は、市立病院の建て替え工事により工事期間の駐車場の駐車可能台数を示しております。現状では、429台を駐車することができますが、工事中は最小で210台、完了後は395台となります。当初計画では工事中は、近隣の遊休地を借用して駐車場とする計画でしたが、駐車場の確保が困難なことから、協会から現在、使用していない職員住宅と看護宿舎を解体して駐車場として整備をしたい旨の申し出があり、やむを得ないとの判断から許可をいたしております。

7ページをお願いいたします。この図面は、現状の左奥の職員住宅2棟と右側の看護宿舎を解体して駐車場として整備した場合の駐車可能台数を示しております。この場合、最小で276台、完了後には468台と現状よりも駐車台数が増加いたします。なお、この整備に要する費用につきましては、全額協会の負担で実施いたします。

最後に飯塚市立病院一部建替事業の進捗状況について報告いたします。現在、入札に向けて準備を進めているところでございますが、病院という特殊性がございますので、業者選考方法につきまして担当課の方で協議をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

江口委員

3ページの患者数の推移の表があるんですが、多分間違っていると思いますので、正しい数字を教えてください。平成24年度の平均入院と外来が269名と647名になっているんですが、これ違いますよね。

健康増進課長

すいません。2ページの表の下の下段の方になりますが、下段の右から3列目になりますが、平成24年度4月から12月の計というところの下から4行目になります。それで見ますと入院が179.4で、外来は431.7ということで、前年度と比較いたしますと入院で3.9人、外来で10.4人の減少というふうになっております。申し訳ございません。

江口委員

現状の推移だと、24年度についてはどのぐらいの収益を見込んでおりますか。

健康増進課長

病院側からの報告では、11月まではかなりの黒字が見込まれておりました。12月が先ほど申しましたノロウィルスの影響で、入院患者、外来患者とも減少しておりますので、若干の赤字予測ということも考えておりましたが、1月に持ち直し、2月、3月も従来どおりであれば赤字には至らないということで報告は受けております。

江口委員

詳しい数字というのはまだ見えてないということですか。

健康増進課長

まだ、今の段階では数字の報告はあっておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「高齢者福祉対策について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤委員

先の庁舎建設特別委員会で介護認定調査の介護保険調査員と地域包括支援センターの一部が穂波庁舎に移転するという報告がありました。そこで、穂波庁舎に移転するにあたり、介護保険事業の面と高齢者支援事業の面で、それぞれでどのような検討をされたのか、お伺いいたします。

高齢者支援課長

穂波庁舎への業務の一部移転ですが、現庁舎の老朽化に伴う新庁舎の建設が現在地でおこなわれるというふうにお聞きました。その中で、別館が平成26年度中に解体されるとの予定というふうにお聞きましたので、別館では地域包括支援センターの介護支援専門員(ケアマネジャー)が、指定介護予防支援事業業務を行っていることから、解体されれば執務室の確保が急務であるというふうにお考えしておりました。そこで、高齢者支援課としましては、第1案として現庁舎内への執務室の移転、第2案として第2別館横の来客駐車場に仮設事務所を設置すること、第3案としまして立岩公民館の活用について検討を行いました。第1案の現庁舎内の移転につきましては、ご承知のとおり本庁舎内の会議室は、不足している状況でありますから、現庁舎内の移転は困難というふうにお判断いたしました。第2案の第2別館横の来客駐車場への仮設事務所の設置、これは私ども合併前の穂波町で穂波庁舎を建て替えた経験から、そういう経験をしておりましたので駐車場を活用できないかというふうにお考えしましたが、介護保険にかかる個人情報等を保管していることから仮設事務所では個人情報の保護、また防犯上の問題からこれも問題であると。第3案の立岩公民館の活用につきましては、公の施設等であり会議室を占有することは公の施設としての本来業務に支障をきたすことであるから困難というふうにお判断いたしました。この3案については、いずれも困難であるというふうにお結論をいたしました。そのようなときに行財政改革推進室と庁舎建設対策課から穂波庁舎の有効活用についてというご提案を受けましたので、そのことについて検討いたしました。穂波庁舎は本庁と離れることから課題がありますが、介護支援専門員(ケアマネジャー)が行っている業務は、介護認定を受けた方への相談業務、介護予防等のサービスプランの作成と、自己完結型に近いことと、またケアマネジャーがつくりますケアプランチェックは、現在システムを活用しまして、インターネット等でケアプランをチェックしていること、また保健師、主任ケアマネを配置することで個々のケアマネジャーのサポートが可能なことと、また穂波庁舎は飯塚市の中心に位置しておりますことから介護支援専門員の主たる業務であるケアプラン作成等に伴う訪問等にも支障が少ないことから穂波庁舎に執務室を移転することは支障はないというふうにお判断をいたしました。

介護保険課長

介護保険課におきましても、高齢者支援課と同様の経緯で協議をいたしております。課内協議を2回ほどいたしまして、移転にあたりましての問題点を整理いたしております。当課の方では、第1案といたしましては、現状の調査員室のみを移転する案と調査員と密接に関わりがあります申請の窓口を担っております認定係、これを一緒に移転する案と検討いたしました。

しかしながら、やはり窓口を別にするというのは、非常に無理があるということで、調査員室を基本的に移転すると、こういうような考えで整理したところでございます。現在、認定調査件数は年間9千件、認定審査会を300回行っております。特に認定審査会と調査員室で作成いたします認定調査資料、これのやりとりに結構支障がでるのではないかとというふうに考えられますが、この点につきましては個人情報でもあり、十分そういった点に注意しながら連携をとっていけるだろうというようなもくろみで、移転について今後さらに詰めてまいりたいというふうに考えております。

佐藤委員

事業的な面はわかりました。それでは穂波庁舎に移転するにあたり、市民に与える影響、不便は発生しないのか、お伺いいたします。

高齢者支援課長

さきほども答弁いたしましたとおり、地域包括支援センターのケアマネの業務は、介護認定を受けられた要支援1、2の方たちからの相談、介護予防のサービスプランの作成、また、家族からの相談が主な業務となっております。現在でもこの相談等に対しましては、ケアマネジャーが利用者宅への訪問をし、または電話での対応を行っていますことから、穂波庁舎へ移転をいたしましても、利用者やそのご家族に不便をおかけすることはないと判断しております。

佐藤委員

先日お聞きした話によると、高齢者支援課の正規職員の方2名が穂波庁舎の方に移られるというふうに聞いております。今現在、この正規職員の方は、地域包括支援センターの仕事だけをしているんじゃないと私は思っております。高齢者支援の仕事もされている。それで、穂波庁舎に行けば、たぶん地域包括支援センターだけの仕事になると思いますんで、その辺はもうちょっと考えられた方がいいのかなと思います。地域包括支援センターの仕事を増やすとかです、いろんなことを考えられた方がいいと思っておりますので、要望しておきます。それでは今、新庁舎を有効利用ということで、ここの建物なくなるから移転するということなんです、新庁舎ができて穂波庁舎で引き続き業務を行われるのかどうか、お伺いいたします。

高齢者支援課長

行革と庁舎建設対策課との協議の中では、新庁舎ができましたも穂波庁舎の方で業務を続けるという考えを持ってありますが、再三、私が地域包括ケアシステムということを申し上げております。これは地域包括支援センターが、より地域に密着したサービスを提供するためには直営1カ所ではなく、分割化も視野に入れておりますので、そういった視点であれば必ずしも穂波庁舎1カ所ではなく、穂波庁舎と新庁舎とか、またあるいは他の支所を活用した地域に密着した地域包括支援センターを設置するというのも視野に含めまして、今後検討してまいりたいと思います。

佐藤委員

今、興味深い話もできましたので私もいろいろと研究してまいりたいと思っております。ただ、穂波庁舎に移すことで不備が生じた場合、不具合が生じた場合は早期に対応していただくこと。そして、今後の地域包括支援センター、介護認定調査の場合は別ですけれども、地域包括支援センターに対するいろんな新しい仕事の可能性ですね、今から地域に密着した福祉活動に分野を広めていただきたいと。例えば、権利擁護の部分の仕事とかそういう部分の仕事をしていただきたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「子育て環境について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

前回の委員会で報告があったかと思うんですが、子育て支援センターについてお聞きいたします。というのは、今菰田でもやっていますよね。菰田を含め4カ所を民間の方々をお願いをするという話ですよね。そのときに何ですが、場所についてももう一度考えようよというところはなかったのかどうか。というのは、今回、街なかにかできた部分は、穂波が移って街なかになりましたよね。菰田と街なかは非常に近い関係があるというのは街なかができるときにお話したとおりでございます。他方、穂波のエリアを考えると、今はそこはなくなった状況にあります。もう一度そこを民間にお願いする段階で、今回は一時保育については、そのまま保育所でやるわけでしょう。そうすると、保育所内に設置する必要もなくなってくることを考えると、それこそ今話が出た穂波庁舎であるとかいう所も視野に入れて考えていいのではないかと思うんですが、その点について、現状どのような考え方になっているのか。そこら辺お聞かせいただけますか。

保育課長

今のご指摘の4支援センターでは、場所の選定についてはうちの方でもいろいろ検討いたしました。ご存知のとおり、庄内と穎田については別の施設ということで、あと筑穂と今言われました菰田の関係が園内にあるというふうなことで、できれば別の施設ということも考えましたが、今のところ菰田の保育所にあります子育て支援センターについてはですね、場所の検討をいたしました。今のところ現状の場所であるということでの最終的な判断を今、しております。将来的には、今言われましたように必要に応じて利用者の状況、そういうものを鑑みながら検討していきたいというふうに考えております。

江口委員

ぜひですね、しっかり考えていただきたいと思うわけです。サイズから考えてもそうですね。菰田にしてみても本当に小さいスペースですよね。そして、来られる方々の駐車場にしても困る現状がある。他方、穂波の庁舎を利用したとすると、駐車場も周辺に十分あるわけですよね。スペースも十分空いているところがあるわけです。それは、筑穂においても同じかもしれません。ぜひ、それを将来的にと言われましたけれど、早期に、なるべく半年なりぐらいのスピードでやっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか

(な し)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「母子家庭の母のための就労支援講習会について」報告を求めます。

児童育成課長

1月24日木曜日に「母子家庭の母のための就労支援講習会」を実施いたしましたので、その

概要を報告いたします。

社会情勢が厳しいなか、社会的自立をめざした母子家庭の安定した将来の生活設計のための支援として、当課の母子自立支援員による就労支援講習会を実施いたしました。10名程度の募集に対し7名が申し込まれ、当日は6名の方の参加があり、少しでも希望の職業に就くことができるように、履歴書の書き方や服装、面接の受け方、心構えなど具体的に解りやすく説明を行い、自己紹介などの実技も取り入れた内容で実施いたしました。アンケートの結果も参考にいたしまして、今後も少人数で講習会を行い、母子家庭のお母さんに少しでも安定した仕事に就いていただくための、手助けができればと考えております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「国民健康保険法に基づく損害賠償請求の和解について」報告を求めます。

健康増進課長

損害賠償請求の和解について報告いたします。平成24年9月28日に原案可決されました、国民健康保険法に基づく損害賠償請求にかかる訴えの提起につきましては、井上道夫弁護士を本市の訴訟代理人といたしまして、平成24年11月16日に提訴をいたしております。平成24年12月25日に、福岡地方裁判所飯塚支部において第1回の口頭弁論が行われ、その席で和解となっております。和解の内容といたしましては、損害賠償金は908万6308円とする。被告は、連帯して債務を負うものとするというものでありまして、損害賠償金は、実給付額の1009万5898円の90%となっております。この損害賠償金は、平成25年1月17日に損害保険会社により、本市に支払われ、和解が履行されております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

江口委員

90%と一部減額があっているのですが、そこの理由はこういった形で提案があり和解に応じたのか、教えていただけますか。

健康増進課長

当初、この被告人であります、武道廣行氏と武道富廣氏は、伯父と甥の関係でございまして、そこが免責に事由となっております。本市といたしまして、当初から90%の部分で、該当の損害賠償保険会社とは交渉しておりましたが、損害賠償保険会社では60%の提示がございまして、その分で今回の提訴ということになりまして、最終的には飯塚市が当初見込んでおりました90%で和解したような状況です。

委員長

他に質疑はありませんか

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「社団法人シルバー人材センターの「社団法人」から「公益社団法人」への移行について」報告を求めます。

高齢者支援課長

「社団法人飯塚市シルバー人材センターの「社団法人」から「公益社団法人」への移行につ

いて」報告いたします。

飯塚市シルバー人材センターは、平成20年12月1日から施行された公益法人関連3法により、平成25年4月1日から公益社団法人飯塚シルバー人材センターとして新たに出発されることとなっております。

飯塚市シルバー人材センターでは「公益社団法人」に移行することにより、社会的に高い信頼を得ることができるとともに、会員の就労機会の拡大につながるものと期待をされているところであります。

以上、簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

森山委員

シルバー人材センターが社団法人のときに、いろいろと本当に苦労しているんですよね、利益を上げることに。一例として、ある家の草を刈って、それを片付けましょうと。3万いくらか払われたんですよ。3、4人お見えになって。最終的に利益はいくらですかと言うと750円なんですよ。市としてもある程度補助金も出していますけれども、非常に中身を見ますときついですよね。なんでそういうふうな経費がかかるんですかとお聞きしますと、清掃工場に燃やすのに当たり前の料金を払っていると。そのところで私、お聞きしたんですけど、そういう社団法人であるならば少し減免があってもいいんじゃないんですかというお話もさせていただいたんですけど、それはできないんだということで、一時オートレース場の横の方の空き地の所でそれなりに燃やしてあったんだけど、地域から問題があるということで今はできないということだったんですけども、そういう点を含んだ中で、3万いくらか売り上げをあげておいて750円しか利益がないということになると、大変運営も厳しいだろうし、また今の状況の中において、今度は公益社団法人になってきます。それでなくても、時々高いという感じも出てきているわけです。職種によって違いますよ。ふすまはりは、ふすまはりの金額をある程度だされて、材料の問題とか、要するに人件費だけで90%近くになって技術的な問題があるからということで、いろいろと調べさせていただいたんですけど、今後こういう形で大変厳しい、社団法人のときにはきつかったと思います。今度公益になってきますとね、一般の業者さんに頼むことと、シルバー人材センターに頼むときと見積もり金額がその差がないときにどうなるのかとか、いろいろとそういう点があるんで、その点もある程度こちらとしてはね、やっぱりある程度のご指導とバランスシートをあわせていかないと、せっかくこういう形の公益社団法人になってもなかなか運営が厳しく、また逆にどのような形で運営が厳しくなるのか、よくなるのかわかりませんが、一般的にちょっと見積もりは高いんじゃないかということもお聞きしますんで、ふすまはりの部分とか草刈りの処分の問題とかいろいろな問題が職種によって違うんでしょうけれども、その点をよくご指導とそういう形でやらないと経営的にうまくやっていけるのかなと思いますんで、そのところちょっとある程度、明確にご指導をされてですね、運営していただくようにご指導をお願いしたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地域福祉計画(原案)に関する意見募集について」報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

「飯塚市地域福祉計画(原案)に関する意見募集について」報告いたします。

第2期の「飯塚市地域福祉計画」は、飯塚市地域福祉推進協議会において、現在、審議が行

われていますが、よりよい計画としていくため、現時点での計画原案の内容を公表し、広く市民の皆さまからの意見募集を行うものです。この意見募集の取扱いにつきましては、市のホームページと市報2月号に掲載しております。意見募集期間は2月1日から2月18日までとし、計画原案は市のホームページ、本庁社会・障がい者福祉課、各支所市民窓口サービス課、中央公民館、各地区公民館、サン・アビリティーズいづか、市民交流プラザ、社会福祉協議会本所・各支所において閲覧することができます。

今後、寄せられたご意見を十分に考慮しながら、今年度中の計画策定に向けて作業を行ってまいります。また、意見に対する回答は資料の閲覧場所で公表する予定としております。委員の皆さまにおかれましても、ご意見等ございましたらお寄せいただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではありますが「飯塚市地域福祉計画（原案）に関する意見募集について」報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

佐藤委員

地域福祉を考えると、自治会の役割というのは大変重要なものになってくると思います。22ページに自治会の主な役割と活動例がありますが、自治会だけでこの事業を全部するということは大変厳しい状況にあると思います。そこで私はやはり、地域自治会と老人クラブ連合会との関わりを密にするべきじゃないかと思います。例えば、自治会と老人クラブの代表に自治会活動を積極的にしていただいて、そこを老人クラブ連合会にさせていただくとかですね、見守りをですね。その辺はどのように考えられているのかをお伺いいたします。

社会・障がい者福祉課長

今、委員のご指摘のとおり地域のまちづくりは自治会だけで行えるものではありませんで、地域の皆さまのお力でこのような地域福祉を進めていく必要があるということは、この協議会の中でも確認をしているところです。この計画原案の方には、今現在、自治会が行っておられますような活動について、事例の紹介というところも含めまして、22ページのところにご紹介しておりますが、協議会の中でも、もちろん老人クラブだけでなく、いろいろな団体と連携をして取り組んでいく必要があるということで、いわゆる地域のまちづくり協議会の中での取り組みというふうなところまでも話を進めておりますので、私どもといたしましてもこの地域福祉計画の推進は、まちづくり協議会との連携は不可欠であろうというふうに思っております。

佐藤委員

また、別の機会でも質問しますので、各自治会と老人クラブ連合会等々、PTAもそうですし、そういう団体との関係ですね、まちづくり協議会はまちづくり協議会でいいんです。やっぱりその下の核となる自治会がしっかりしておかないと私はいけないと思っておりますので、地域福祉に関しては老人クラブ連合会と自治会の関係、そしてどれくらい、どのような関係づくりをしているのか。さらに言えば担当課として自治会長の集まりにやっぱり老人クラブ連合会と連携をとってくださいよとかいう申し入れとかをした方がいいと思っておりますので、その辺また何かの機会にお聞きしますので、調査をしておいてください。お願いします。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。